

共生型サービス（地域密着型通所介護）について

この度、共生型サービスとしての地域密着型通所介護事業所の開設相談がありました。

防府市第8期介護保険事業計画では、新規に地域密着型通所介護事業所の指定を希望する事業所について、①②の場合を除き、指定をしない（総量規制）こととしていますが、下記の理由により、③の条件を追加し、総量規制の対象外とします。

- ①既存の通所介護事業所が、定員の変更等により通所介護から地域密着型通所介護に移行し、新規指定を受ける場合。
- ②計画期間中に、地域密着型通所介護事業所の廃止等で、計画見込量を大幅に下回る事態となった場合。
- ③事業者が指定を受けようとする事業所が既に障害福祉サービスとしての指定を受けている、または指定地域密着型サービス事業所の指定を受けた後、障害福祉サービス事業所としての指定を受けることにより、共生型地域密着型サービス事業所として事業を開始する見込みである場合。

《共生型サービスの新規指定を総量規制の対象外とする理由》

- ①厚生労働省が提唱する「地域共生社会」の実現に向け、高齢福祉課では、「防府市高齢者保健福祉計画（第9次）」を策定し、地域包括ケアシステムを強化するため、保健・医療・福祉の各分野と連携を図り、包括的な支援体制の整備を目指しているため。
- ②市内で共生型サービスの提供をしている指定通所介護事業所は現在2事業所のみであり、障害福祉課では、「第5次防府市障害者福祉長期計画」に基づき、共生型サービスの普及を図っているため。
- ③共生型サービスは、今後利用者増が見込まれ、一層のサービス提供体制の確保が求められているため。

※ 共生型サービスとは（厚生労働省ホームページより）

介護保険サービス事業所が障害福祉サービスを提供しやすくする・障害福祉サービス事業所が介護保険サービスを提供しやすくすることを目的として指定手続きの特例として、平成30年に国で設けられた制度です。この特例を活用し、同一事業所において、介護保険サービスと障害福祉サービスの両方を提供することで、下記のことが期待されています。

- ・障害がある方が65歳以上になっても、同一事業所を継続利用できる。
- ・高齢者・障害児者とも、利用できる事業所の選択肢が増える。
- ・「介護」や「障害」といった枠組みにとらわれず、多様化・複雑化している福祉ニーズに臨機応変に対応することができる。
- ・地域共生社会を推進するためのきっかけとなる。
- ・人口減少社会にあっても、地域の実情に応じたサービス提供体制整備や人材確保を行うことができる

共生型サービスの概要

- 介護保険法の訪問介護・通所介護・（介護予防）短期入所生活介護については、障害者総合支援法若しくは児童福祉法の指定を受けている事業所からの申請があった場合、「共生型サービス」として指定が可能。

共生型サービスを活用することのメリット

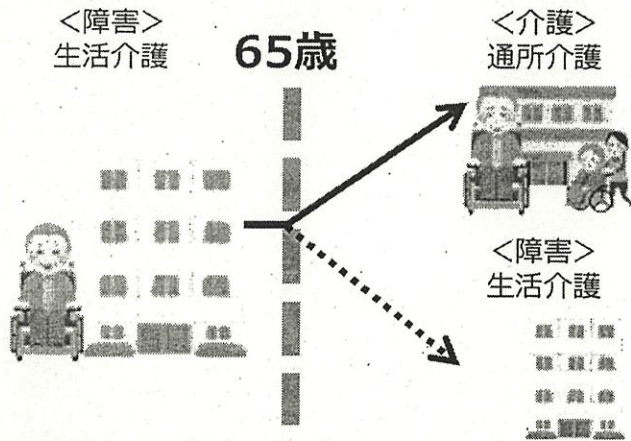
利用者

- ① 障害者が65歳以上になっても、従来から障害福祉で利用してきたサービスの継続利用が可能となる。
- ② 高齢者だけでなく、障害児・者など多様な利用者が共に暮らし支え合うことで、お互いの暮らしが豊かになる。

①

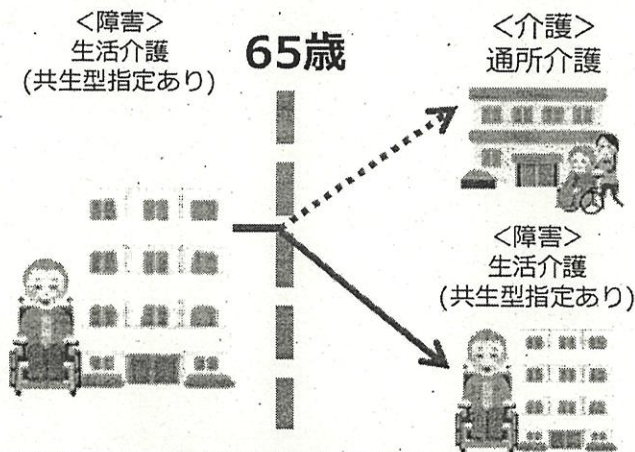
共生型サービス開始前

65歳を境に、なじみのある事業所から介護サービス事業所へ移行する可能性。



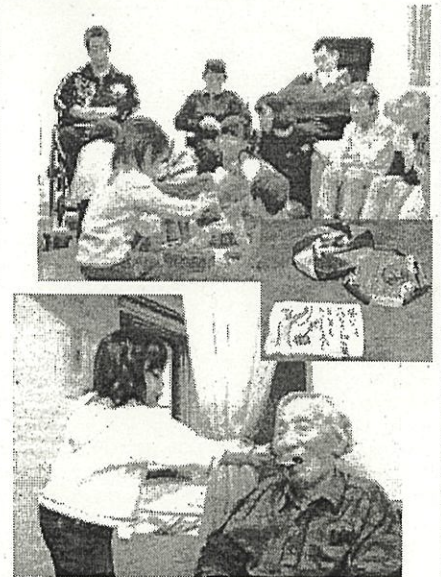
共生型サービス開始後

なじみのある事業所が共生型サービスになることで、65歳以降も引続き通所可。



②

【地域の実践例】
「富山型デイサービス」



事業所

障害福祉事業所、介護保険事業所それぞれの基準を満たす必要なし。

※ 障害福祉事業所の指定を受けた事業所であれば、基本的に共生型サービスの指定を受けることができるよう、特例基準を設定。

地域

地域の実情にあわせて、限られた福祉人材を有効に活用することが可能。

介護保険と障害福祉の両制度の基準や高齢者と障害児・者の支援内容の違いを踏まえ、サービスの質の確保に十分留意をしつつ、共生型サービスの指定を推進